事務事業評価シート

（平成 24 年度実施事業）

事務事業名	訪問指導事業			事業コード	0326
所属コード	069200	課等名	健康推進課	係名	成人保健係
課長名	吉田　信二	担当者名	大志田　久美子	内線番号	6220
評価分類	■ 一般　□ 公の施設　□ 大規模公共事業　□ 補助金　□ 内部管理				

1　事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	保健・予防の推進	コード	1
予算費目名	一般会計　4 款 3 項 2 目訪問指導事業			
特記事項				
事業期間	□単年度　■単年度繰越　□期間限定複数年度		開始年度	昭和 57 年度
根拠法令等	件構造人法第 17 条第 1 項，第 5 期高齢者保健福祉計画			

(2) 事務事業の概要

療養上の保健指導が必要と思われる者及びその家族に対して保健師等が訪問し，健康に関する問題を総合的に把握し，必要な指導を行うことにより，心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

老人保健法（昭和 57 年施行）19 条に基づき開始

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 19 年度の老人保健法の廃止に伴い，65 歳以上は介護保険法に基づく地域支援事業に位置付けられ，65 歳以上の介護予防に重点を置くようになった。22 年度から 65 歳以上は，新設された高齢者支援室で対応している。また，20 年度からは「高齢者医療確保法」に基づく特定保健指導の未利用者も訪問対象となった。現在は特定保健指導の未利用者への訪問と教室参加が難しい方への自宅での個別支援が訪問全体の８割～９割を占めている。

2　事務事業の実施状況（Do）

(1) 対象（誰が，何が対象か）

40 歳以上 65 歳未満の市民（介護保険認定者は除く）

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 40 歳以上 65 歳未満の市民(介護保険認定者は除く)	人	101,440	101,187	101,187	101,430	101,430
B						
C						

(3) 24 年度に実施した主な活動・手順

○対象者の把握

①特定保健指導の対象者で未利用の者

②相談及び訪問依頼のあった者等

○家庭訪問実施

・生活習慣チェック，個人の目標設定

・家族間調整や他機関との連携が必要な場合は連絡をとる

・必要時，継続訪問にて支援していく

○支援体制作り

個への支援・コーディネートがスムーズになるよう，関係機関・地区組織の理解・協力を得るべく連携を図っていく。

○非常勤理学療法士による訪問指導（高齢者支援室からの依頼）

生活機能低下の予防や日常生活の自立を促すために適切な時期に指導を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 訪問実人数	人	1,272	1,093	1,300	1,284	1,400
B 訪問延べ人数	人	1,302	1,125	1,300	1,312	1,400
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

特定保健指導対象者については，生活習慣改善の必要性を理解させ，生活習慣病を予防したり，重症化を予防する。

相談及び訪問依頼のあった者については，病気の予防や健康づくりに関する正しい知識を提供し，自ら健康づくりに取り組むことができるようにする。また，各種サービス制度の内容・利用の仕方・相談先が解ることで，健康に関する不安が軽減され，いつまでも自立した生活が送られる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績	26 年度目標値
A 訪問から特定保健指導利用に繋がった人	■上げる □下げる □維持	人	－	234	－	243	250
B 訪問による個別指導を受けた人	■上げる □下げる □維持	人	－	34		98	110
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	139	139	139	139
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	13,545	13,753	13,511	13,231
	⑤その他（ ）	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	13,684	13,892	13,650	13,370
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	22,99	2,360	2,288	2,288
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	9,196	9,442	9,151	9,151
計	トータルコスト A＋B	千円	22,880	23,334	22,801	22,521
備考						

3 事務事業の評価（See）

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている。

理由：特定保健指導対象者であるが，教室に参加できない人に対し，訪問指導を行うことにより，対象者が，個々にあった生活習慣改善のポイントを知ることができ，健康増進が図られる。

② 市の関与の妥当性

妥当である。

「妥当」とする理由：検診の事後指導は保険者に義務付けられている事務である。

③ 対象の妥当性

現状で妥当である。

「妥当」とする理由：特定保健指導は市民を対象として実施している。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

その内容：生活習慣病の予防に関する意識啓発や生活習慣の改善等の対策を講じないと，疾病が重症化したり，医療費等の増大につながる可能性がある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある。

その内容：関係機関との協力体制を強化しながら対象者を支援することにより，地域の健康意識の向上が図られる。さらに，訪問指導担当者の質的スキルアップも望まれる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

最低限の予算で実施している。また，最低限の人員配置であり，削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

現状維持のまま継続

従来本事業では 75 歳・80 歳以上のひとり暮らし高齢者，高齢者夫婦，特定高齢者等高齢者の訪問による保健指導を行ってきた。しかし高齢者の増加とともに介護予防にかかるメニューが増加し，多様なニーズに対応するため分かりやすい窓口の設置が望まれ，平成 22 年度には，高齢者支援室が新設。概ね 65 歳以上の高齢者にかかる訪問指導事業は高齢者支援室が実施することとなった。

平成 22 年度から本事業では特定保健指導の未利用者を中心に利用勧奨，個別支援及び生活習慣病予防の知識の普及等を行っており，今後も継続していく方向である。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

平成 23 年度からは特定保健指導の利用率を上げるため，希望者には訪問時に個別指導を実施している。訪問担当者の特定保健指導実践のための研修等を行い，スキルアップを図っていく必要がある。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

■ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）

□ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）

□ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

特定保健指導の未利用者への利用勧奨訪問及び利用者宅での個別支援訪問は特定保健指導の利用率・実施率を上げるために重要な取り組みである。